平成２９年（フ）第６１９号
神奈川県平塚市花水台26番23－１号
債務者　笹井　美保（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３４８号
沖縄県那覇市字与儀378番地２　国吉アパート301
債務者　屋比久竹一
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９号
山形県新庄市十日町2742番地の21　レオパレスアプリコット211号室、前住所山形県東置賜郡高畠町大字竹森2838番地の２
債務者　齋藤　大徳
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第５６７号
神奈川県厚木市山際211番地１　クリアネス103
債務者　亀田　健一
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５０号
神奈川県厚木市松枝１丁目３番７号　ファインセジュール202
債務者　真鍋　卓也
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１５７号
広島県福山市神辺町大字川南147番地１　フォブール亀川103、前住所広島県福山市引野町３丁目14番２号　アーバンハイム203
債務者　鈴木　明仁
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１０４号
青森県弘前市大字大久保字沼田179番地８　舘田セツ方、旧住所青森県八戸市下長２丁目15番14号　ヴァルトプラッツＢ103
債務者　木村　志穂（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１１６号
青森県弘前市大字城東北３丁目４番地６　グランデＳＡＫＵＲＡ203号
債務者　渡邊　恵介
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５９６号
神奈川県足柄上郡大井町金手22番地12　フィジーサイト302
債務者　荒木健太郎
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６５９号
仙台市青葉区堤町１丁目８番64号　仙台堤町ロングビーチマンション201、従前の住所仙台市青葉区向田24番16号
債務者　牧野　秀明
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１３号
仙台市泉区泉中央１丁目50番地の２　プレッサ泉中央312
債務者　高橋　洋信
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
茨城県常陸太田市大菅町687番地
債務者　大和田美智子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０１号
茨城県水戸市見和３丁目1398番地の21
債務者　小林　一夫
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１４号
茨城県ひたちなか市大字後台460番地161
債務者　鴨志田千晴
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２１号
茨城県常陸大宮市野口2245－３、住民票上の住所茨城県常陸大宮市南町3101番地の13
債務者　松澤　繁克
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２３号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅302棟２Ｆ６号
債務者　飽本　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所